

平成 21 年 4 月 10 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18530057

研究課題名（和文） 既契約の保険約款変更について

研究課題名（英文） Bedingungsanpassung der allgemeinen Versicherungsbedingungen

研究代表者

金岡 京子（KANEOKA KYOKO）

東京海洋大学 海洋工学部 准教授

研究者番号 70377076

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学、民事法学、3406

キーワード：補充的契約解釈、保険法、透明性原則、既契約変更、民事法

1. 研究計画の概要

(1) 本研究の目的

本研究は、継続中の保険契約に適用される保険約款の内容を変更する根拠、変更要件、変更内容の規制、および変更手続の実効性の確保について研究することを目的とするものである。

(2) 本研究において明らかにされること

本研究においては、既契約の継続維持のために必要不可欠な約款変更の具体例、給付と反対給付との均衡性維持を考慮した場合の約款変更要件、適正な内容変更に必要な手段、変更の迅速性が求められる根拠、現行法の限界、および立法の必要性が明らかにされることになる。

(3) 本研究の特色

本研究は、内容規制を受けた保険約款を迅速かつ適正に変更する必要性を研究するものであり、支払事由に関する保険約款の変更を通して、保険料の引き上げを回避するしくみを探求するものであり、またドイツ法との比較法研究を通して実効性の確保を検討するものであり、さらには消費者団体訴訟に保険約款の一部無効の場合や立法による保険約款の変更への対応が考察されるものであることにその特色がある。

2. 研究の進捗状況

(1) 既契約の保険約款の変更根拠

ドイツの連邦通常裁判所 2005 年 10 月 12 日判決及びその影響を受けて改正されたドイツ新保険契約法 164 条、169 条を研究することにより、既契約の継続維持のために必要な約款変更の理論的根拠及び立法による解決の方向性を検証し、公表した。

(2) 既契約の保険約款の変更要件

既契約の保険約款の変更根拠に関するドイツの判例、立法の研究をさらに発展させ、日本の保険法立法においても最重要課題の一つであった、既契約の解約返戻金の約款の問題点およびその変更のために必要な要件を検証し、立法案を公表した。

(3) 既契約の保険約款の変更手続

日本の現行約款の問題点を具体的に検証し、すでに保険契約法において迅速かつ適正な既契約約款の変更手続が定められているドイツ法の事例との比較検証を行うことにより、日本法に必要な変更手続制度の方向性を明らかにし、公表した。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

解約返戻金の約款の検証を通して、既契約の保険約款の変更根拠、変更要件、変更手続に関する現行法の問題点および立法の必要性に関する研究を行うことができたが、法改正に伴う既契約保険約款変更の検証が今後の研究課題として残された。

4. 今後の研究の推進方策

2009 年 1 月 1 日からドイツの新保険契約法が既契約にも適用されることに伴う、既契約保険約款変更の方法、変更内容および変更手続に関する判例・学説を研究することにより、日本の保険法施行後、消費者契約法の団体訴訟による内容規制も視野に入れた既契約の保険約款変更内容およびその実効性確保のための立法に関する研究を実施する。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- ① 金岡京子「ドイツにおける生命保険契約の透明化の動向について」保険学雑誌 595 号、2006 年、97～116 頁、査読無
- ② 金岡京子「解約返戻金の規律に関する一考察」生命保険論集 160 号、2007 年、31～74 頁、査読有
- ③ 金岡京子「解約返戻金の約款規制」保険学雑誌 603 号、2008 年、107～126 頁、査読無

[学会発表] (計 1 件)

- ① 金岡京子、解約変戻金の約款規制、日本保険学会 平成 19 年度大会、平成 19 年 10 月 28 日、桃山学院大学

[図書] (計 1 件)

- ① 藤岡康弘監訳、藤原正則＝金岡京子 共訳 ヴァイヤース＝ヴァント『保険契約法』2007 年、349 頁